

平成30年

第1回市議会定例会 議案第53号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正に  
ついて

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正  
する条例

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第  
43号）の一部を次のように改正する。

第17条中第32号を第34号とし、第14号から第31号までを2  
号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業  
廃棄物の処理に係る特例の認定 147,000円

(15) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業  
廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定 134,000  
円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に関する事務について手数料を徴収することとするため